

共生社会の実現に向けた 「障害者差別解消法と合理的配慮」



岡山県立岡山東支援学校と岡山市立古都小学校が行っている
交流及び共同学習の様子

平成28年3月
岡山県教育庁特別支援教育課

「障害者差別解消法」について

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に定められました。(平成28年4月1日施行)

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

参照：障害者差別解消法リーフレット（内閣府）

[国公立幼・小・中・高等学校及び中等教育学校、特別支援学校は、国の行政機関・地方公共団体等に含まれます。]

不当な差別的取扱いとは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

「不当な差別的取扱い」の具体例



• 学校、社会教育施設、文化施設等において窓口対応を拒否したり、対応の順序を後回しにしたりすること。

• 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。



• 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスを利用させないこと。

• 学校の受験、入学、授業等の受講や実習等校外教育活動、入寮を拒むことや、これらを拒まない代わりとして、正当な理由のない条件を付すこと。

• 試験等において、合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

障害者への合理的配慮とは？

- 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
- ①学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うことであり、
 - ②障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要**とされるもの」であり
 - ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**と定義されています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

教室内の合理的配慮例(県内の取組から)

前面をすっきりとさせた教室掲示

学習の流れ、めあて等を含めた板書の構造化

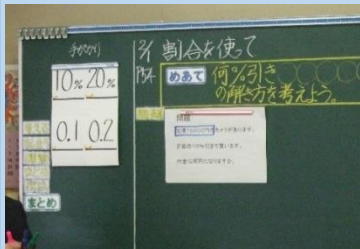
ICT機器の活用

戸棚の目隠し

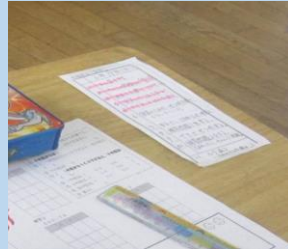
姿勢・筆箱の位置等
学習規律の明確化
(ルールの統一)



座席の配置を工夫する
(座る位置を変えることで安心できる子どもがいます)



課題を解決するための手がかりを示す



学習の流れを個別に伝える



静かな環境を作る



係の仕事を明確にする

合理的配慮の内容

合理的配慮は3つの観点と11の項目に分けられています。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- 2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 2 学習機会や体験の確保
- 3 心理面・健康面の配慮

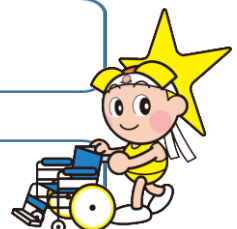


②支援体制

- 1 専門性のある指導体制の整備
- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- 1 校内環境のバリアフリー化
- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



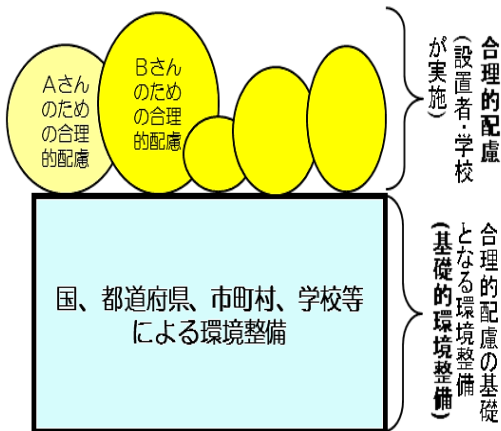
合理的配慮と基礎的環境整備

「基礎的環境整備」とは、合理的配慮の基礎となる環境整備のことをいいます。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。

「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なってきます。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



合理的配慮と基礎的環境整備の関係を考えるにあたって、車いすで移動する児童を例にして考えてみましょう。

学校にエレベーターを設置している学校では、車いすに対応する机の利用、移動時間の確保、教室内の移動がしやすいような座席位置の配慮等の合理的配慮が考えられます。

エレベーターの設置がない学校では、先の配慮に加え、階段昇降器、支援員の配置、教室を1階にして、階の移動を少なくする等といった合理的配慮などが考えられます。

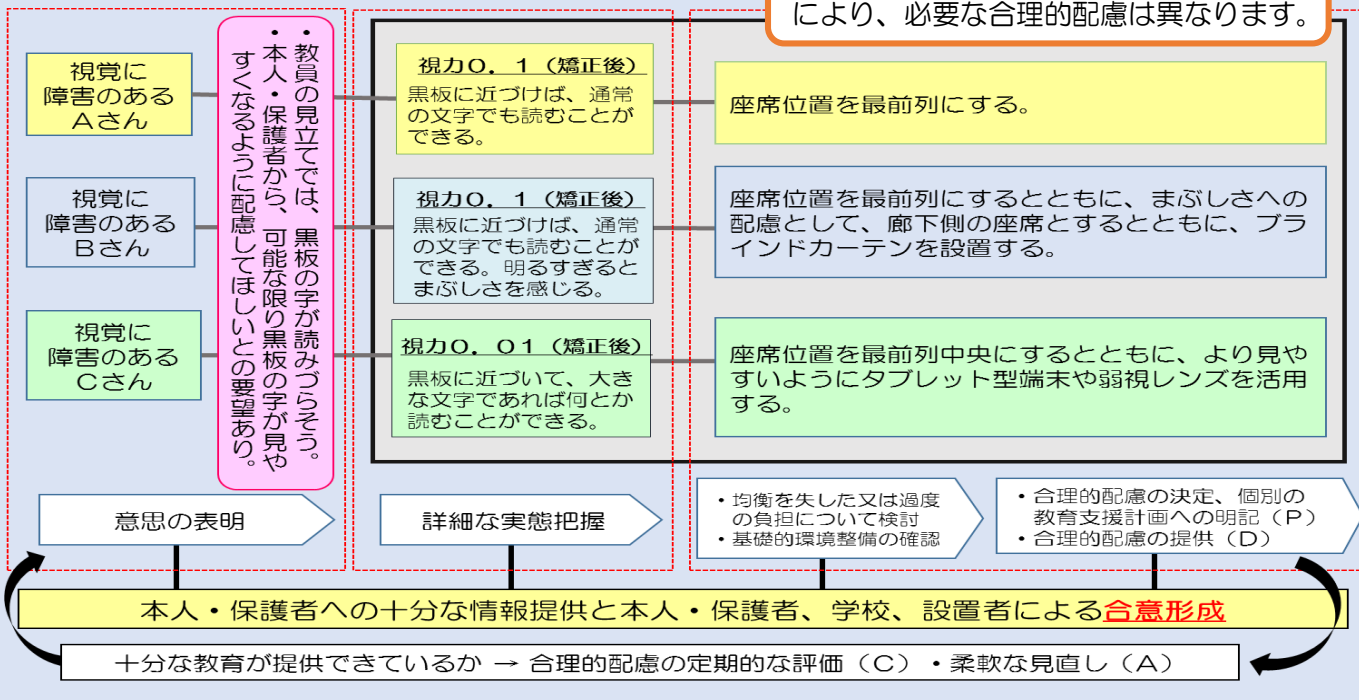
また、この児童が、体を支えてもらいながら階段の移動ができるのであれば、階段昇降器は不要かもしれません。

このように、必要な配慮は、障害の状況、基礎的環境整備の状況によって、様々に変化します。



合理的配慮決定までのプロセス(視覚障害の例)

同じ視覚障害であっても、障害の状況等により、必要な合理的配慮は異なります。



Aさん、Bさん、Cさんには「黒板の字が見えるようにしたい」という共通の要望があります。そのためには、単に「座席を前にする」のではなく、見え方等についての①実態把握に基づき、どの座席位置にするか、どれくらいの明るさがよいか等の調整について、②本人や保護者への十分な情報提供と合意形成が必要です。

合意形成後は、③個別の教育支援計画へ明記することにより配慮を引き継ぐとともに、障害の状態が変化することが考えられるので、「十分な教育を受けられているかどうか」の観点を持ちながら④定期的な評価と柔軟な見直しをしていくことが大切です。



障害者差別解消法Q & A



Q1：差別解消法が制定された背景を教えてください。

A：平成18年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択（日本は平成26年1月に批准）され、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進んでいます。こうした流れの中、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第4条において「差別の禁止」が定められました。障害者差別解消法は「差別の禁止」をより具体的にするための法律として平成25年6月に制定されました。

Q2：差別解消法に示されている障害者の範囲を教えてください。

A：障害者の範囲は、障害者基本法第2条の定義と同じく、障害のあるすべての人が対象です。具体的には、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。なお、診断書、障害者手帳を持っていない場合でも、障害があり、相当な制限を受ける状態であれば、差別解消法の対象となります。

Q3：本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については、全て提供しなければなりませんか。

A：合理的配慮の提供にあたっては、過重な負担に当たると判断される場合は、提供できないこともあります。その場合は、引き続き、十分な情報提供を行うとともに、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが重要です。合意形成した内容は、個別の教育支援計画等に記入し、引継ぎを行ってください。学校教育分野においては、障害のある方の意思の表明の有無に関わらず、適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが必要です。

Q4：個別の教育支援計画等を引き継ぐ際の個人情報の取り扱いについて教えてください。

A：個別の教育支援計画等の引継ぎについて、保護者の同意が得られている場合は、就学先等へ引き継ぐことができます。保護者の同意が得られなかった場合でも、児童等の障害の状態等に対応した教育を行うため、必要があるときは、市町村立学校では、各市町村が制定する個人情報保護に関する条例に基づいて判断します。県立学校では、岡山県個人情報保護条例第7条第1項（5）の規定により、個人情報を提供する相当な理由があるものとして引き継ぐことが可能であると考えられます。

【岡山県個人情報保護条例】第7条第1項

第7条 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき利用し、若しくは提供しなければならない場合又は個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない場合であって次の各号のいずれかに該当するときは除き、個人情報をその利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(1)～(4)略

(5)他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に個人情報を提供する場合であって、当該個人情報の提供を受けるものが、法令等に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ、その利用について相当の理由のあるとき。

(6)略



全員参加型の社会（共生社会）の実現



障害のある子ども

障害のない子ども

共に学び共に育つ教育

授業内容が分かる
学習活動に参加している実感・達成感をもつ
充実した時間を過ごす
生きる力を身に付ける



自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も適確に応える指導を提供できる多様な学びの場の整備

保・幼・小・中・高の連携

特別支援学校

センター的機能の充実
専門性の向上
幼・小・中・高等学校
との交流及び共同学習等

学校間の連携

特別支援学級

通級による指導

特別支援教室

通常の学級

個別の教育支援計画の作成・活用
ユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業改善
特別支援学校・特別支援学級と通常の学級間の交流及び共同学習
特別支援教育支援員の配置等

医療・保健・福祉・労働等 関係機関との連携による一貫した支援の充実

【より詳しく理解するために】

障害者差別解消法



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

<http://www8.cao.go.jp/s/hougai/index.html>

障害者の権利に関する条約



外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

「合理的配慮実践事例」及び
「インクルーシブ教育システム」

インクルーシブ教育システム
構築支援データベース(インクルDB)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

<http://inclusive.nise.go.jp/>

通常学級（小・中・高）における指導について



県教育庁特別支援教育課
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>



県総合教育センター
<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>

主な通知・報告

- ・特別支援教育の推進について(通知)
19文科初第125号 平成19年4月1日
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)
25文科初第756号 平成25年10月4日
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年4月
- ・岡山県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について(通知)

資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL (086) 226-7912(直通) FAX (086) 224-0612
<<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>>

※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。